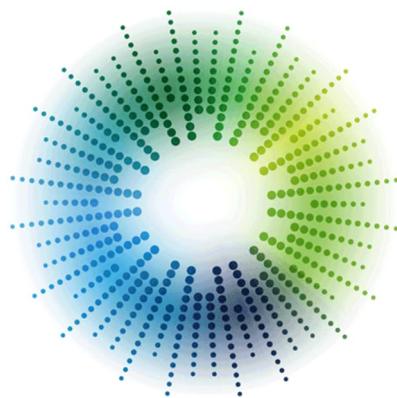


Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 21 January 2026



JSG ニュースレター

<Tax>

財政部が公布

「個人によるインターネット上の創作発表または 情報共有に対する総合所得税課税作業規範」

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は、個人（以下「インフルエンサー」という）がインターネット（ソーシャルメディア、動画プラットフォーム、オンラインメディアを含むがこれらに限らない。以下「プラットフォーム」という）において創作物を発表または情報を共有する行為に対する総合所得税の課税規定を明確化するため、所得税法、所得基本税額条例並びにその他の関連法令に基づき、「個人によるインターネット上の創作発表または情報共有に対する総合所得税課税作業規範」（以下「作業規範」という）（中国語：個人於網路發表創作或分享資訊課徵綜合所得稅作業規範）を制定しました。

当該作業規範の適用範囲、収入認定、及び源泉徴収規定のポイントは、以下のとおりです。

一、 作業規範の適用対象者

個人がプラットフォームを通じて創作を発表したり情報を共有し、その結果収入を得ている場合、本人が「インフルエンサー」と名乗っているかどうかに関わらず、原則として本規範が適用されます。

ただし、すでに法に基づき営業税の税籍登録を行っている場合、または個人が継続的にプラットフォーム上で創作発表・情報を共有し、営業税課税作業規範に基づき営業税が課されている場合は、本規範の適用対象外となります。

二、「国内インフルエンサー」に該当する者

1. 台湾国内に住所または居所を有している場合。
2. 使用するコンピュータまたは携帯端末の設置場所が台湾国内である場合。
3. 使用する携帯端末の電話番号の国番号が台湾（886）である場合。
4. 請求先住所、銀行口座情報、IP アドレス、SIM カード等から台湾の自然人であると判断できる場合。

三、「インフルエンサー収入」の範囲

インフルエンサーがコンテンツをプラットフォームにアップロードし、プラットフォームに広告配信や有料サービスの提供を許可することで得られる収入であり、例えば以下の通りです。

1. 広告収益の分配
2. 有料購読の分配
3. ライブ配信による収益分配
4. 視聴者からのチップ
5. その他類似の収入

これらは全て（パフォーマーとしての）業務執行収入に該当し、所得税申告が必要です。

四、どのような場合に「台湾源泉所得」に該当するか

財政部は「インフルエンサーの身分、プラットフォームの所在地、視聴者の所在地」に基づき、台湾との経済的関連性を判断するための簡易的な認定原則を定めており、その概要は以下のとおりです。

インフルエンサー	プラットフォーム	視聴者	利益貢献度	台湾源泉所得
国内	国内	国内	100%	インフルエンサーの収入 ×100%
		国外	100%	
	国外	国内	100%	
		国外	50%	
国外	国内	国内	50%	インフルエンサーの収入 ×50%
		国外	50%	
	国外	国内	50%	
		国外	0%	

五、源泉徴収義務者

1. 2026 年 1 月 1 日以降：プラットフォームはインフルエンサーへの報酬を支払う際、規定に従って台湾源泉所得を計算し、源泉徴収、申告及び源泉徴収票の発行を行う必要があります。
2. 台湾国外のプラットフォームであっても、台湾で税籍登録をしている場合は、源泉徴収義務を履行しなければなりません。

なお、金額が源泉徴収の基準額に満たない場合でも、法律に従って申告する必要があります。

六、インフルエンサーの申告方法

1. 台湾居住者の場合

区分	インフルエンサーの		適用法規
	台湾源泉所得	非台湾源泉所得	
帳簿・証憑を有する場合	台湾で生じた収入 － (原価・費用 × 国内利益貢献度)	(収入－台湾で生じた収入)－{原価・費用×(1－国内利益貢献度)}	台湾源泉所得：総合所得税 非台湾源泉所得：
帳簿・証憑を有さない場合	台湾で生じた収入 × (1－費用基準)	(収入－台湾で生じた収入) × (1－費用基準)	所得基本税額条例（ミニマムタックス）により、基本税額を計算
税務局の認定 (税務局が把握した実際所得が上記算定結果を上回る場合)	税務局が把握した実際所得額に基づく認定	左に同じ	税務調査徴収法（中国語：税捐稽徵法）

2. 台湾非居住者

プラットフォームで源泉徴収されている場合、原則として自身で源泉徴収する必要はありません。

プラットフォームで源泉徴収されていない場合、自身でまたは代理人を通じて源泉徴収の申告・納付を行う必要があります。

七、例えば国内利益貢献度を 50%とするのは不合理だと感じる場合、再計算を申請可能か？

インフルエンサーが、台湾および海外における取引プロセスが収入に実際どの程度貢献しているかについて、明確な証明資料を提出できる場合、税務局に対して国内利益貢献度の実額認定および税金の還付を申請することができます。

八、その他

- インフルエンサー収入以外のその他の所得については、従来通り、一般的税法規定に基づき申告する必要があります。
- 税務機関は法律に基づき調査を行うことができ、プラットフォーム運営者およびインフルエンサーの双方に協力義務があります。
- 法令に従って源泉徴収や申告が行われない場合、関連する税法に基づいて処罰が科されます。
- 中国大陆の居住者が台湾で生じたインフルエンサー収入を得る場合も、本規定が準用されます。

勤業衆信の見解

財政部は、「個人によるインターネット上の創作発表または情報共有に対する総合所得税課税作業規範」を発表しました。本作業規範により、営業税の税籍登録が免除されている個人インフルエンサーの収入についても、「所得があれば課税する」という原則に基づき、総合所得税の課税対象となることが明確にされています。

また、台湾国内プラットフォーム、および台湾で税籍登録を行っている台湾国外プラットフォームが個人インフルエンサーに台湾で生じたインフルエンサー収入を支払う場合、これらプラットフォームは所得税法に規定される源泉徴収義務者となり、**2026年1月1日以降**、規定に従い源泉徴収、申告および源泉徴収票の発行を行う必要があります。

財政部は、本規定の周知・導入期間として 2026 年 6 月 30 日までを「指導期間」と定めており、この期間中にインフルエンサー・やプラットフォームが源泉徴収や所得税の納付を規定どおりに行わなかった場合でも、処罰は科されません。しかし、本作業規範は、新興デジタル産業への課税に対する政府の強い関心を反映するものであり、指導期間の終了に伴い、インフルエンサー・やプラットフォームは取引形態および税務処理方法を早期に見直すとともに、専門家への相談を通じて最新の規範に確実に対応していくことが求められます。



Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)
台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはできません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーフームおよびデロイティネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーフーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーフームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。